

再評価書

事業名	木本港海岸 高潮対策事業		事業区分	海岸事業	室名	港湾・海岸室
事業概要	工 期 (下段:前回)	H4~H25	全体事業費	6,000百万円(負担率:国1/2:県1/2)		
		H4~H25	(下段:前回)	6,000百万円(負担率:国1/2:県1/2)		

事業の目的及び内容

木本港海岸は、日本の渚百選にも選ばれた「七里御浜」の北端に位置し、北には大昔の海賊退治の伝説が残る「鬼ヶ城」、南にはこま犬と人々に敬愛されてきた「獅子岩」を配し、南に向かって延々と連なる七里御浜を眺められる景勝地となっており、付近は吉野熊野国立公園に指定されています。当海岸の背後に熊野市の中心市街地が広がっており、国道42号やJR紀勢本線などの重要な公共施設が位置しているほか、前面に広がる海浜は例年開催される熊野大花火大会の観客席としても利用されています。

また、木本港海岸を含む七里御浜海岸は、浜街道として熊野古道の一部を構成しており、「紀伊山地の靈場と参詣道」として平成16年7月7日に海岸としては世界で初めて世界遺産登録されました。このため、当海岸での事業は、背後地の防護に加えて、文化財保護という目的も加わることとなりました。

当海岸の前浜は急勾配で水深が深いため、台風等の暴風時には汀線付近で破碎が起り、破碎した高波が砂利を巻き込んだまま打ち上がり、強風と相まって防潮堤背後の国道42号に越波する状況となっています。さらに越波によって砂利が飛び散り自動車や家屋に損傷を与える事態が発生しています。

近年、事業の進捗に伴い海浜侵食の進行は遅くなり安定傾向にあるとはいえ、離岸堤（潜堤）を設置していない箇所については依然として汀線の後退が継続しており、越波被害の発生が危惧されることから、前面に離岸堤を設ける面的防護方式により、波浪・高潮等による災害を防除し、堤防背後の生命・財産を守ることを目的としています。

また、本事業区間については、「鬼ヶ城」「獅子岩」「熊野大花火大会」等景勝地となるため、景観に配慮し、海面上に構造物が突き出さない離岸堤（潜堤）構造を採用しています。

事業概要 : 離岸堤（潜堤） L=580m (3基)

事業主体の再評価結果

1. 再々評価を行った理由

平成13年度の再評価実施後、一定期間が経過し、なお継続中ですので三重県公共事業再評価実施要綱第2条に基づき、再評価を行いました。

2. 事業の進捗状況と今後の見込み

(事業の進捗状況)

事業採択年度: H4 事業着手年度: H4 (単位: 億円)

地区	施設	全体計画		平成18年度まで見込み		残事業	
		数量	事業費	数量	事業費	数量	事業費
木本	離岸堤 (潜堤)	580m	60.0	390m	34.7	190m	25.3

※現在の事業は57.8%完了しており、残事業は42.2%となっております。

※全体延長580m (3基) のうち、平成18年度には2基目が完成する見込みです。

(今後の見込み)

今後も厳しい財政状況になると予想されますが、平成25年度の完成を目指しております。

3. 事業を巡る社会経済状況等の変化

背後地には依然として人家や公共施設が集積しており、防護の必要性に変化はありませんが、本海岸を含む熊野古道の世界遺産登録により、海浜保全の目的が加わり、本事業の必要性は一層高くなっています。

4. 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等

4-1 費用対効果分析

平成13年度に行いました再評価時の費用対効果分析結果は3.7でした。今回の再評価に当たり、平成18年度時点の費用対効果分析結果は、次のとおりとなっています。

便益	費用	B/C
193億円	63億円	3.1

平成16年度に『海岸事業の費用便益分析指針』が改訂され、公共土木施設・公益事業等被害額の算定比率が見直されたため、費用対便益分析結果が減少しております。

4-2 地元意向

沿岸地域住民にとって太平洋の荒波から生命財産を守るとともに、漁場及び港湾としての役割はもとより、近年、住民の健康づくり、癒しの場として生活上かけがえのない海浜ですが、台風時には高波が打ち寄せ越波が発生し、それに伴い礫石が飛び散るなど、災害に対する不安が高まっており、本事業の効果に大きな期待を寄せています。地元市町長で構成される七里御浜海岸侵食対策連絡協議会の要望活動も積極的に行われています。

5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性

5-1 コスト縮減

本事業は消波ブロックの製作・運搬・据付といった単純な事業ですが、木本港海岸に近い製作ヤードにて消波ブロックを製作することにより『えい航距離』の削減が考えられます。木本港海岸近隣の製作ヤード所有者との調整により『えい航距離』の削減を図っています。

5-2 代替案

当地区のように前浜が急勾配で高波浪が汀線付近で碎波する海岸の場合、近年の海岸整備においては高波浪を強制的に碎波させる工法を組み合わせる面的防護が最適であり、離岸堤によって海浜安定効果も期待できること、及び景観に配慮する必要があることから、本海岸について代替案は考えられず、現在の進捗状況及びその効果からみて、現計画で進めることが妥当であると判断しています。

再評価の経緯

当事業は、平成13年度に答申された再評価審査委員会の意見に対する対応を次のとおり行っています。

(答申) 縮岸堤を必要とするような長大な海岸における保全対策にあたっては、全体の保全計画と整合した個別地区の効率的な事業を進めること。

(対策) 三重県におきましては、木本港海岸を含む七里御浜海岸について、継続して測量業務を実施しており、海岸線の動向を調査しております。その中でも侵食傾向が著しく、背後に民家が集積し、越波による被害が発生、又は予想される箇所を現在事業化しております。

木本港海岸におきましても、継続して測量業務を実施しており、木本港海岸の事業効果を把握し、効果的・効率的な事業としております。

事業主体の対応方針

三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されたため、当事業を継続したいと考えています。